

令和6年第9回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年8月20日(火) 13時30分～14時45分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員 (16名)

会長	16番	佐藤俊孝
会長職務代理者	15番	高原弘明
委員	1番	熊谷洋司
委員	2番	阿部江利子
委員	3番	朴田敦志
委員	4番	佐々木博
委員	5番	白澤克美
委員	6番	佐々木達也
委員	7番	白澤和実
委員	8番	高橋かおる
委員	9番	佐々木昭英
委員	10番	福澤広基
委員	11番	金子忠博
委員	12番	佐々木光枝
委員	13番	星川忠博
委員	14番	中塚誠

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について
日程第7	報告第3号 専決処理事項報告について
日程第8	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許 否決定について
日程第9	議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について
日程第10	議案第3号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権移転許 可申請に対する意見決定について
日程第11	議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

5 説明員

農業委員会事務局	事務局長	細越一美
	主任主事	南幅央毅

6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。

5月1日から庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着をお脱ぎいただいて結構でございます。

本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。また、議案の朗読は表題のみとさせていただきます、質問、意見や討論など発言の際は、挙手により発言の意思表示をしていただきますようお願いいたします。

また発言を許された方は、議席番号と氏名を述べた上で発言ください。

本日の出席委員は、15名であります。

定足数に達していますので、会議は成立いたします。

なお、3番の朴田敦志委員から遅れる旨の連絡がありましたのでお知らせします。

ただいまから、令和6年第9回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして、進めたいと思います。

ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしということで、日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名させていただきます。

10番、福澤広基委員、11番、金子忠博委員、12番、佐々木光枝委員にお願いします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職により指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名いたします。農業委員会事務局 南幅央毅主任主事にお願いします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により事務局から報告させます。

【事務局による朗読の後、補足説明】

議長

私が出席した業務から、皆さんに共有させていただきます。

7月23日、第25回岩手中央農業振興協議会通常総会についてです。

構成メンバーは、東北農政局、振興局農政部、盛岡農業改良普及センター、盛岡市、紫波町、矢巾町、その自治体の農業委員会、県農業共済組合、各地区土地改良区となっております。

総会には43名が出席、書面議決は2名でした。新たに就任された佐々木組合長からの挨拶から始まり、総会の案件は3件ありました。

令和6年度の事業計画として、担い手経営体への農業経営支援に力を入れる内容となっております。JA職員による訪問回数計画を24,000回とし、令和5年度より300回ほど増やして重点的に行うとのことでした。

新規就農者へのサポートとして、事業継承計画の策定支援や技術講習会の充実を図るとのことでした。

米穀関係については、令和5年度実績値の生産を維持し、農家所得の安定

に取り組みます。「銀河のしずく」の作付け計画を拡大し、集荷拡大による産地づくりにつなげます。小麦については、平均反収を 300 kg に計画し反収向上に取り組みます。

収支予算案は、これまでコロナで開催できなかった振興大会費 250 万円が復活しました。

議案のすべてが満場一致で承認されました。

8月5日、第2回矢巾町にぎわい創出実行委員会についてです。

秋まつりに係る打合せで、10月19、20日の開催、内容の詳細はこれからですが、規模等は、概ね昨年度と同様でした。

農業委員会としては、ブースを用意していただけるとのことで、昨年と同様、年金関係等のチラシ配布等を想定したいと考えます。

今年は餅まきを復活させるとのことで、予算規模も拡大したようです。

町に所縁のあるクラウンレコードの社長のご厚意で、昨年度に引き続き、大江裕氏の出演もあるそうです。以上です。

質疑有りましたら挙手願います。

「なし」の声あり

それでは質疑なしとして、次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題とします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第1号 朗読】

補足説明を許します。

番号1、3、5、6-1及び6-2につきましては、権利を取得した日が平成や令和3年など大分以前の物がありますが、提出をした行政書士からの聞き取りでは、登記の義務化によりこの度、届出がなされたと同っております。

ただ今、遅れていた3番 朴田敦志委員が出席となりました。

それでは、質疑ありましたら、挙手願います。

はい、議長。

はい、15番 高原弘明委員。

15番、高原弘明です。

確認ですが、番号1番の相続人は県外住所の方で、あっせんの希望もなしということですが、今後、農地の管理はどうなるのでしょうか。

この農地は、現在、貸借により耕作されており、今後も継続するとのこと

です。

はい、議長。

はい、7番、白澤和実委員。

7番、白澤和実です。

番号1と3は、空き家となりますか？家は相続になっていますか？

番号1は、農地だけの相続です。

番号3は、家も併せて相続していますが、空き家となるかは確認できておりません。後ほど、共有させていただきます。

では、次に進みます。

日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第2号 朗読】

補足説明を許します。

こちらの案件につきましては、番号1の所有者が農地を売却するにあたり

議長
事務局

議長

高原弘明委員
議長
高原弘明委員

事務局

白澤和実委員
議長
白澤和実委員

事務局

議長

議長
事務局

は十分有ると思われます。

6. 総合評価については、当該農地は荒廃化しているが、自らが所有する重機により耕作可能な状態に復旧が可能であり、営農計画としても妥当であると共に、耕作に対する熱意も感じられ、申請農地を適正に耕作することが可能であると判断したことから、農地法第3条の許可申請を受けることについて、妥当であると結論付けました。以上でございます。

議長
佐々木昭英委員

地元委員の佐々木昭英委員より、補足意見を申し上げます。

9番、佐々木昭英です。

申請者は、日本語にも精通しており、農業に対する意欲もある方です。農業経験のある知人と営農するという点でもこの方の新規就農に関しては大丈夫だと確信しました。以上です。

議長

それでは質疑に入ります。質疑ありましたら、挙手願います。

白澤克美委員

はい、5番、白澤克美委員。

5番、白澤克美です。

養鶏業ということですが、食肉用、採卵用のどちらですか？

どのような形態で飼うのでしょうか？

飼料の栽培ということだが、何を作付けするのでしょうか？

ハラール認証とはどのようなことでしょうか？

事務局

当該農地の隣地の雑種地で養鶏業を行い、その飼料としてトウモロコシを栽培する計画です。その他トマトや大豆も栽培し、飲食店へ販売する計画となっております。

議長

はい、4番、佐々木博委員。

佐々木博委員

4番、佐々木博です。

申請者は、生産から加工までの工程を一体的な取り組みを構想し、情報を集めながら計画を進めてきたとのこと。ハラール認証の製品は、東京圏への販売を見据えたものだと聞いております。

申請者は、農業機械関連にも精通しており、外国からの輸入等にも長けている方です。

養鶏の形態ですが、ビニールハウスの中で放し飼いということ。養鶏の形態ですが、ビニールハウスの中で放し飼いということ。養鶏の形態ですが、ビニールハウスの中で放し飼いということ。

事務局

ハラール認証とは、イスラム法で定めた適正な方法で処理や加工された食品や製品、またはそのサービスのことだそうです。例えば、豚肉やアルコールを使わない等です。

議長

はい、2番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員

2番、阿部江利子です。

ハラール認定を受けた食材等は、ニーズが高いのになかなか手に入りづらいという情報をテレビで得ました。

適正な方法で処理されたハラール認定の製品を製造し、販売を拡大していく計画であると思われます。

高原弘明委員

15番、高原弘明です。

確認ですが、この農地の地目は「田」です。作付け予定の作物は、トウモロコシや大豆となっております。

将来的に畑地化するという考え方でよろしいでしょうか？

事務局

営農計画によりますと、作付けする作物はトウモロコシや大豆、トマトとなっておりますので、畑としての利用となると思われます。

議長

その他、質問意見ございませんか。

佐々木博委員

4番、佐々木博です。

現地を確認しましたが、傾斜がきつく、段差があり、田としての利用は難しい状況です。

現況も畑ですが、畑として使用する場合は水路が不足しているので改修も必要である旨を本人に伝えております。

議長 現在は水田用の給水バルブが残っています。
質問、意見を打ち切り、討論に入ります。
最初に反対討論ありましたら、お願いします。

議長 「なし」の声あり
それでは、賛成討論をお願いします。

高原弘明委員 15番、高原弘明です。
営農計画や調査内容を聞いて、意欲的に取り組んでくれるものと思いましたので、賛成いたします。

中塚誠委員 14番、中塚誠です。
申請者は、野菜の作付けだけでなく、養鶏業にそれを使うという新しい試みでもありますので、私は賛成します。

星川忠博委員 13番、星川忠博です。
日本において、ハラル認定の商品を提供できるところが少ない状況があるなかで、生産から一括して手掛けることができるのであれば、非常にいいことだと思います。

佐々木光枝委員 12番、佐々木光枝です。
日本国籍を取得して、事業をしていただくことはありがたいことだと思います。

金子忠博委員 11番、金子忠博です。
資料からもわかるとおり、かなりの熱意が感じられるので、事業としても楽しみです。

議長 その他、賛成討論がありましたら、お願いいたします。

阿部江利子委員 2番、阿部江利子です。
現況を伺うと、農地として再生もなかなか難しい場所です。有効に活用し、耕作にもつながる事業であり、商売として成立する計画ということでもあります。大変ありがたいことですので、賛成いたします。

熊谷洋司委員 1番、熊谷洋司です。
遊休農地も増えている状況もあり、このような条件が悪い場所の有効活用はうまくいけば、成功事例となるかとも思います。

議長 それでは、討論を打ち切り、挙手により表決に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 **【挙手全員】**
挙手全員ですので、許可することに決めます。

次に進みます。
お諮りします。

日程第9、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、

日程第10、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用に伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、は転用に関する案件ですので、一括して議題としてよろしいでしょうか。

議長 「異議なし」の声あり
異議なし、とのことですので一括して議題といたします。

日程第9、議案第2号、農地法の適用外商品に対する許否決定について、
日程第10、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。

議案について、事務局より朗読させます。

【議案第2～3号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

議案第2号の申請位置の状況でございますが、議案の次のページをご確認願います。併せて別添資料No.3をご覧ください。

役場の■■■■■kmに位置しておりまして、北側は町道■■■■■線に隣接しており、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地でございますので第一種農地でございます。

こちらの案件につきましては、昭和40年代に住宅が建築され昭和61年に願出人の夫が贈与を受けた時点では住宅への進入路として利用されていましたが、この度、夫の死亡により相続を受けたことから農地であることが判明したものです。20年以上前からの進入路として利用されている実態から適用外を証明するにあたりやむを得ないと考えます。

続きまして議案第3号の申請位置の状況でございますが、議案の次のページと資料No.4をご確認願います。

番号1及び2は農家分家住宅建築の関連案件となります。役場の■■■■■kmに位置し、西側には町道■■■■■線が隣接しており、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地でございますので第一種農地でございます。

こちらの案件につきましては、当該農地は農振白地であり生産性の高い農地ではなく、農家分家住宅建築にあたり、最小限の面積であることと、必要な污水管を埋設ための一時転用であることから転用はやむを得ないと考えております。

番号3は、農家住宅建築の案件です。役場の■■■■■kmに位置し、南側には町道■■■■■線が隣接している農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地ですので第一種農地でございます。

こちらの案件につきましては、当該農地は農振白地であり生産性の高い農地ではなく、農家住宅建築にあたり最小限の面積であることから、転用はやむを得ないと考えております。

議長

それでは、8月15日に農地転用現地調査を行った福澤広基委員より、調査結果報告をお願いします。

福澤広基委員

10番、福澤広基です。

意見については、事務局説明にもありましたが、適用外の案件については、現在、道路として使っており、このままでは奥の住宅に入ることができない状況となることから、やむを得ないものと判断いたしました。

農地転用の案件については、農家分家住宅の建築により、最小限の転用であること、またそれに伴い、污水管敷設工事が必要だということで、やむを得ないものと判断いたしました。

議長

質疑ありましたらば、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

議長

討論に入ります。反対討論はございませんか。

「なし」の声あり。

議長

それでは、賛成討論をお願いします。

佐々木昭英委員

9番、佐々木昭英です。

調査員の調査結果に基づき、適当であると判断し、賛成いたします。

高橋かおる委員

8番、高橋かおるです。

適用外の案件は、自宅への侵入路とのことでやむを得ないと判断します。

佐々木達也委員 6番、佐々木達也です。
他委員からも出ていますが、適用外の案件は自宅へ入れないとのこと、転用も必要な工事であることからやむを得ないと判断し、賛成します。

白澤克美委員 5番、白澤克美です。
他委員と同様に、やむを得ないと判断し、賛成いたします。

議長 それでは、討論を打ち切り、挙手により表決に入ります。
議案第2号、農地法適用外証明に対する願いに対する許否決定について、許可することに決するに賛成の委員の挙手を求めます。
【挙手全員】

議長 挙手全員ですので、許可することに決します。
議案第3号、農地法第5条の規定により、農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
【挙手全員】

議長 挙手全員ですので、許可相当として意見することに決します。
次に進みます。
日程第11、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。
議題について、事務局に朗読させます。
【議案第4号 朗読】

議長 補足説明を許します。
事務局 この案件につきましては、平成30年から農用地利用集積計画による利用権設定を更新しながら賃貸借を行っておりましたが、令和5年12月31日に期限切れとなっております。更新を失念していたことから、今回新規案件として提案するものです。

議長 質疑ありましたら、挙手願います。
高原弘明委員 15番、高原弘明です。
2点ほど伺います。
1点目は、利用権設定の更新を失念していたということですが、通常、5年または10年の期間で更新すると思うのですが、今回は2年超となっております。何か理由があるのでしょうか？
2点目は、2筆の農地の案件ですが、この農地は隣接していますか？

議長 事務局が確認するまで、休憩とします。
【10分休憩】

議長 再開いたします。
事務局 事務局をお願いします。

議長 15番、高原弘明委員の質問にお答えいたします。1点目の更新期間ですが、町外で賃貸借している農地と期間を合わせるためにこの期間となっております。
2点目の農地の場所ですが、隣接した場所です。

議長 15番、高原弘明委員よろしいでしょうか。
「はい、わかりました。」
議長 その他、質問、意見ございませんでしょうか。
「なし」の声あり

議長 質問、意見を打ち切り、討論に入ります。
最初に反対討論ありましたらお願いします。
「なし」の声あり

議長 それでは、賛成討論をお願いします。

- 熊谷洋司委員 1番 熊谷洋司です。
担い手が少ないこの地区の集積はいいことだと思いますので、賛成です。
- 阿部江利子委員 2番 阿部江利子です。
地域は違う方ですが、耕作してくださることはいいことだと思います。集積計画に基づいて進めていただきたいです。
- 朴田敦志委員 3番 朴田敦志です。
賃料も妥当だと思いますし、集積につながることでありますので賛成します。
- 佐々木博委員 4番 佐々木博です。
後継者が少ない地区であり、小さい規模ではありますが担い手の創出となりますので賛成します。
- 白澤克美委員 5番 白澤克美です。
集積案件ですので、賛成します。
- 佐々木達也委員 6番 佐々木達也です。
この地区は農地も小さく、担い手が少ない地域でもあるので、集積されることはいいことだと思います。
- 議長 それでは討論を打ち切り、挙手により表決に入ります。
議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
- 議長 **【挙手全員】**
挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。
以上で議事の全てを終了しましたので、総会は閉会といたします。
皆様、大変お疲れ様でした。

以上は、令和6年8月20日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和6年第9回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議長 _____ 会長 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____